

## 商品概要説明書

### スーパー定期貯金（単利型） < A T M専用 >

（令和4年5月9日現在）

1. 商品名	・スーパー定期貯金（単利型）
2. ご利用いただける方	・個人の方に限ります。
3. 期間	・定型方式 1年 ・自動継続のみの取扱いとなります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・当JAのATMによる現金またはキャッシュカードによる口座振替での一括預入（*窓口・ネットバンクからの受入れはできません。） ・現金の場合：1,000円以上100万円以下 ・口座振替の場合：1円以上1,000万円未満 ・現金の場合：1,000円単位 ・口座振替の場合：1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻しできます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の店頭表示の利率に0.01%上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・総合口座の場合、担保とすることができます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率）
9. 満期解約予約の取扱い	・満期解約予約を登録した定期貯金明細は約定満期日に解約、元利金は主口座に入金されます。
10. 中途解約時の取扱い	・当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ・6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・6か月以上1年未満 約定利率×50% また、ATMでのお手続きはできません。（窓口でのお手続きとなります。）

<p>1 1. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象</p> <p>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>1 2. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融共済部(電話:048-451-1122)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>
<p>1 3. その他参考となる事項</p>	<p>・満期日以後の利息は解約日又は書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>